

省エネ改修を行った住宅の固定資産税が減額されます

減額適用の要件

対象となる家屋	平成26年4月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く）で、改修後の床面積が50㎡以上、280㎡以下であること
適用期限	令和6年3月31日までに当該工事が行われていること
改修に要した費用	補助金等を除く自己負担額が60万円超（断熱改修に係る工事費が60万円超、または断熱改修に係る工事費が50万円超であって、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器もしくは太陽光利用システムの設置に係る工事費と合わせて60万円超）
対象となる工事	次の①から④までの改修工事で、その内容が現行の省エネ基準に適合していること。ただし、①の工事を必ず実施している必要があります。 ①窓の改修工事（二重サッシ化、複層ガラス化など） ②床の断熱改修工事 ③天井の断熱改修工事 ④壁の断熱改修工事

※ 適用を受けられるのは1戸につき1回のみです。

※ 耐震改修・バリアフリー改修による減額との同時適用はできません。

減額の内容

減額期間	改修工事が完了した年の翌年度分
対象床面積	1戸当たり120㎡まで （なお、減額対象は居住部分の床面積に限ります）
減額される額	【一般の省エネ改修】 対象床面積の税額の3分の1 【長期優良住宅の認定を受けて行われた省エネ改修】 対象床面積の税額の3分の2

※ 減額となるのは固定資産税のみです。都市計画税は減額されません。

※ 土地についての減額はありません。

申請方法

申請に必要なもの	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 改修費用が確認できる書類（領収書等） <input type="checkbox"/> 現行の省エネ基準に適合した改修が行われたことが確認できる書類（建築士が発行する増改築等工事証明書等） <input type="checkbox"/> 補助金を受けた場合は、その金額が分かる書類（補助金支給決定通知書等） <input type="checkbox"/> 長期優良住宅の認定を受けて改修が行われた場合は、それが確認できる書類 <input type="checkbox"/> 個人番号カードまたは通知カードの写し <input type="checkbox"/> 個人番号カード・運転免許証・健康保険証・納税通知書等の写し
申請期限	改修後3か月以内
申請先	大阪狭山市総務部税務グループ 固定資産税担当

【問い合わせ】

大阪狭山市総務部税務グループ 固定資産税担当

電話 072-366-0011 内線 526・527